

令和6年度教育職員免許法の特例にもとづく「介護等体験」 社会福祉施設等受入調整事業実施要項

社会福祉法人 徳島県社会福祉協議会

介護等体験の趣旨

義務教育に従事する教員が、個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めることの重要性に鑑み、教育としての資質向上を図り、義務教育の一層の充実を図る観点から、小学校及び中学校の教諭の普通免許状取得希望者に、介護等の体験をさせること。

介護等体験の目的

- ・多様な人間の存在とその価値観、考え方を認識し、人間の奥深さを実感する。
- ・「個人の尊厳」や「人権」について考え、理解を深める。
- ・「共生」「社会連帯」について考える機会をもつ。
- ・多様な人との交流を通じて、コミュニケーションの重要性や方法を学ぶ。
- ・対人援助の実際に触れて、人間関係形成の重要性、姿勢等を学ぶ。
- ・利用者が抱えている生活課題の背景にある社会的な問題や、市民生活を支える制度についての理解を深める。

実施主体

社会福祉法人徳島県社会福祉協議会

対象者

徳島県内に所在する大学等に在籍する学生若しくは、徳島県内に自宅、または帰省先を持つ学生で、小学校及び中学校教諭の普通免許状を取得しようとする者。

体験実施期間

原則として、月～金曜日の連続した5日間とする。

徳島県社会福祉協議会の主な役割

- (1) 大学等からの申込書の受付
- (2) 調整、通知事務
- (3) 介護等体験代替措置の運営
- (4) 基本台帳の作成・保管

大学等からの申し込みのあった学生については、一覧表を作成し、一定期間（5年間）保管する。

社会福祉施設等の主な役割

- (1) 介護等体験代替措置の実施
- (2) 「証明書」の発行

「介護等体験」を受け入れた施設の長は、「介護等体験」を終了したことを証明するため、別紙「証明書」に体験期間等を記入した上で、学生にこれを発行する。

大学等の主な役割

- (1) 学生からの「申込書」の受付
大学等は、学内の学生から「介護等体験」を受けたい旨の希望を聴取し、希望する学生については、本人から「申込書」の提出を求める。
- (2) 申込書の取りまとめ・送付
大学等は、学内の学生から「介護等体験」を希望する学生からの申込書を取りまとめ、申込締切日までに、徳島県社協に一括して送付する。
- (3) 学生に対するオリエンテーション等での指導
大学等は、徳島県社協からの調整結果を受け、当該学生にオリエンテーション等を通じ、「介護等体験」を実施するための指導と援助を行う。
- (4) 代替措置においては Zoom を使用した体験となるため、学生本人や学校での通信環境の整備を行う。

「介護等体験」の費用

- (1) 「介護等体験」の費用については、予め大学等において学生から徴収し、申込時に大学等から県社協の指定する銀行口座に、学生一人につき1日1,500円を一括して払い込むこととする。
なお、原則として「介護等体験受入決定通知書」受理後の辞退、取り消しによる体験費用の返還は行わないものとする。

〈体験費用振込口座〉

■ 名義 社会福祉法人 徳島県社会福祉協議会
会長 漆原 完次（うるしはら かんじ）

■ 口座 徳島大正銀行 本店（店番001）
普通預金 口座番号 3457506

- (2) 社会福祉施設等への体験費用については「証明書」の発行の後、県社協から払い込むものとする。

カリキュラム (例) ※内容は変更する場合がございます

- 1日目 介護等体験を受けるにあたっての説明
施設紹介・業務内容・施設の1日の流れ
福祉制度（介護保険法，障害者自立支援法など）
- 2日目 各施設の事例紹介（施設サービスや在宅サービス）
個人の尊厳や人権について理解を深める。
コミュニケーションの重要性や方法を学ぶ。
（認知症や障がい者の方への支援など）
- 3日目 各施設の事例紹介（施設サービスや在宅サービス）
個人の尊厳や人権について理解を深める。
コミュニケーションの重要性や方法を学ぶ。
（認知症や障がい者の方への支援など）
- 4日目 地域における各施設の役割について
地域における公益的な取り組みや地域との協働事業について
（学校との連携，災害対策，認知症カフェ，買い物支援サービスなど）
- 5日目 総括
コロナ禍での福祉施設の取り組みや今後の福祉についての講話。
（IT・ロボット活用，摂食回復支援食，自立支援，音楽療法，
ユニバーサルデザイン，施設における働き方など）
可能であれば，利用者の方や職員からのお話の時間を設ける。